

議案第八十六号

指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和八年九月十日

提出者 港区长 清 家 愛

指定管理者の指定について

左記のとおり公の施設の管理を行わせる者を指定する。

記

一 公の施設の名称

港区立円通寺坂公園

港区立一ツ木公園

港区立氷川公園

港区立高橋是清翁記念公園

港区立乃木公園

港区立青葉公園

港区立青山公園

港区立一ツ木児童遊園

港区立桑田記念児童遊園

港区立南青山三丁目児童遊園

港区立南青山四丁目児童遊園

港区立南青山六丁目児童遊園

港区立北青山一丁目児童遊園

二 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

かたばみ・山本・GSグループ

東京都港区元赤坂一丁目五番八号株式会社かたばみ内

三 指定の期間

令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日まで

（説明）

赤坂地区総合支所管内の区立公園等の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定に基づき、本案を提出いたします。